

中部運輸局海上安全環境部

令和5年1月13日（金）

輸送の安全確保に関する指導文書の発出について

中部運輸局では、令和4年11月29日に株式会社そとめぐりに対して海上運送法第25条に基づく立入検査を実施しました。

立入検査の結果、安全管理規程に違反する事実を確認し、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和5年1月13日

2. 事業者の概要

事業者の名称：株式会社そとめぐり

事務所の住所：福井県小浜市川崎1-3-2

代表者名：代表取締役社長 溝口 裕之

3. 指導の内容

- ① 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底すること等について主体的に関与すること。
- ② 経営トップは、安全管理規程第7条に基づき、安全重点施策の進捗状況を把握するなどして、毎年見直しを行うこと。
- ③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を周知徹底するとともに、訪船等を通じて遵守状況を継続的に確認すること。
- ④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を周知徹底するとともに、訪船等を通じて遵守状況を確認し、遵守を確実なものとする。
- ⑤ 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、法定職員が適切に確保されていることや、乗務員の健康状態の把握など安全性を検討したうえで配乗計画を作成すること。
- ⑥ 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設点検簿に記録を残すこと。

- ⑦ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その概要を記録簿に記録すること。
- ⑧ 内部監査を行う者（安全統括管理者及び運航管理者）は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者ととも年1回以上内部監査を実施し、その内容を記録すること。
- 内部監査の対象は、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況のほか、安全マネジメント態勢全般とする。
- また、経営トップは、内部監査にあたって、その重要性を社内に周知徹底すること。

連絡先 中部運輸局海上安全環境部 運航労務監理官 駒田 津堅 TEL 052-952-8012
--

同時発表：福井県政記者クラブ
敦賀記者クラブ